

## 藍のふるさと阿波魅力発信映像制作業務 仕様書

### 1 業務名

藍のふるさと阿波魅力発信映像制作業務（以下「本業務」という。）

### 2 目的

日本遺産「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」  
（以下、「日本遺産」という。）のストーリーの普遍的価値や魅力を周知し、  
未来に継承するため、高いブランドイメージの醸成を目指した動画映像を制  
作する。動画映像作品は4K以上の高解像度とし、テレビ放送等を通じて国  
内外に向けて発信する。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 動画映像の制作

##### ① 目的と内容

日本遺産のストーリーを映像でわかりやすく構成し、その価値・魅力  
を発信するための動画映像を制作すること。

##### ② 映像撮影について

映像撮影の箇所・分量については日本遺産の構成文化財のうち、PR  
にあたって効果的なセレクトをして撮影すること。

##### ③ 編集作業

撮影、収録した素材に基づき、ナレーション、テロップ、BGM、効  
果音の挿入等の編集を行うこと。編集にあたっては適宜協議すること。

##### ④ マスター動画の権利及び保管について

マスター動画の著作権は動画映像制作者が保有し、管理することとす  
る。素材は原則5年以上保管すること。

#### (2) 映像作品の放送

##### ① 放送及び番組の形態

放送は、原則として全編4K解像度以上の素材を使用し、ハイビジョ  
ンで行うこと。動画映像作品の長さは15分程度とし、全国放送のシリ  
ーズ番組に組み込む等、情報発信に効果的な手段で放送すること。

## ② 放送番組の著作権

著作権は動画映像制作者に帰属する。ただし、藍のふるさと阿波魅力発信協議会（以下「協議会」という。）及び協議会構成団体の各種PRイベントや資料館等での使用はできるものとする。

## ③ 番組の放送について

番組の放送は令和3年度中までに実施すること。

## 5 成果物

映像動画制作者は、放送作品を次の形態で協議会に納品すること。

### ①フルハイビジョン画質の映像

- ・ DVD又はBlu-ray Disc 14枚  
(一般的な家庭用プレーヤーやパソコン等での再生が可能なデータ形式とすること)
- ・ MP4データ

### ②4K映像

(4K映像を保存するメディアは協議会で準備する。)

## 6 納品先

藍のふるさと阿波魅力発信協議会事務局

〒771-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

藍住町教育委員会社会教育課内

## 7 留意事項

- ・ 本業務履行にあたり、協議会は受注者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- ・ 協議会又は協議会の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ協議会の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- ・ 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のために打ち合わせを行うものとする。
- ・ 受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- ・ 業務の一部を委託する場合は、あらかじめ協議会の同意を得るものとし、再委託を行った作業の結果については、受注者が全責任を負うこと。
- ・ 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機

密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受注者の責任において行うこと。
- 映像動画作品の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ協議会に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- 受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に協議会の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。
- 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、協議会及び受注者双方の協議により処理する。